

# 給水装置工事について

(分水～メーターボックス設置について)

東松山市建設部上下水道経営課

## 目次

ページ

1. 分水工事協議事項について	3
2. 給水装置（給水管取り出し～メーター間）の施工方法について	
§ 1 サドル付分水栓による給水管取り出し工事について	
§ 2 チーズによる給水管取り出し工事について	
§ 3 各給水管取り出し工事共通事項	
§ 4 第1止水栓の設置基準について	
§ 5 乙止水栓について	
§ 6 メーターボックスについて	
§ 7 維持管理区分（修繕区分）について	
3. 工事写真の撮影内容について	5
§ 1 宅地内工事のみの場合（建替え・増築・一部改造）	
§ 2 サドル付分水栓による給水管取り出し工事を伴う場合	
§ 3 チーズによる給水管取り出し工事を伴う場合	
4. 水装置工事申込書類の記載内容について	7
§ 1 オフセット等の記入について	
5. 給水装置工事しゅん工検査の建物内調査について	7
§ 1 建物内の検査について	
6. 先行工事において給水管をキャップ止する際の施工方法について	8
§ 1 正しい施工例（断面図）	
§ 2 誤った施工例（施工してはいけない例）	
§ 3 先行工事における乙止水栓、メーターボックスの設置について	

## 1. 分水工事協議事項について

給水装置工事事業者は給水申し込みの際、当該工事が開削工法なのか推進工法によるのか、下水道工事を併せて行うのかを水道事業者へ伝え、推進工法による場合は掘削位置・本復旧形状等を協議すること。

## 2. 給水装置（給水管取り出し～メーター間）の施工方法について

既設給水管からの分水について、 $\phi 40$  mm以上の給水管からの分水についてはサドル付分水栓の使用を原則とする。また、施工に際しては周辺住民へ周知し、施工日を水道課へ必ず連絡する事。

### § 1 サドル付分水栓による給水管取り出し工事について

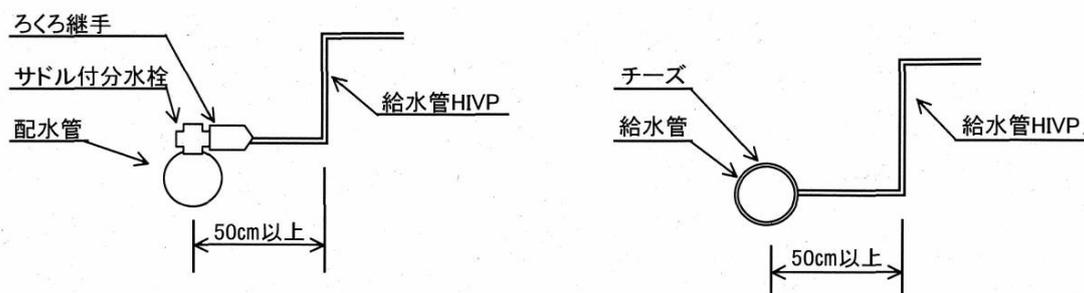
- ・ サドル組み付け状況の確認の為、穿孔前に耐圧試験(1.75Mpa、1 分間)をサドル～乙止水栓間で行なう。ただし道路横断開削など、サドル～乙止水栓間で耐圧試験を行なう事により交通規制時間が長くなってしまう場合は、サドル部のみの耐圧試験とする。
- ・ 耐震性能向上・漏水率削減の為、サドルのガイドナットと HIVP の間にろくろ継手(伸縮可とう継手)を使用する。また、必要に応じろくろ継手の代わりにF J (フレキシブル継手)を使用しても構わない。
- ・ サドル付分水栓本体には防食フィルムを施工する。

### § 2 チーズによる給水管取り出し工事について

- ・ 耐圧試験は省略する。
- ・ 公道止水栓での断水にて施工することが困難な場合は、圧着機により分岐部前後を止水しての施工となるが、圧着部はMC ソケット(HI 製)または補修バンドにて防護し、緩み防止のため防食テープを施工する。

### § 3 各給水管取り出し工事共通事項

- ・ 配水管等から給水管を分岐する際は、維持管理上、上方向への分岐はせず、横方向に50cm 以上配管してから立ち上げる事。他の埋設物等の影響で50cm の確保が困難な場合は、水道事業者と協議の上決定する。



- ・ 給水管を縦断・横断して布設する際、他の埋設管等の調査を充分に行ない、支障が無ければ推進工法でもよい。
- ・ 道路を横断して給水管を埋設する場合、及び取り出し部は、破損漏水防止の観点から

管上 30cm に明示シート(幅 7.5 cm)を埋設する。推進工法を用いる場合は開削部のみの埋設とする。

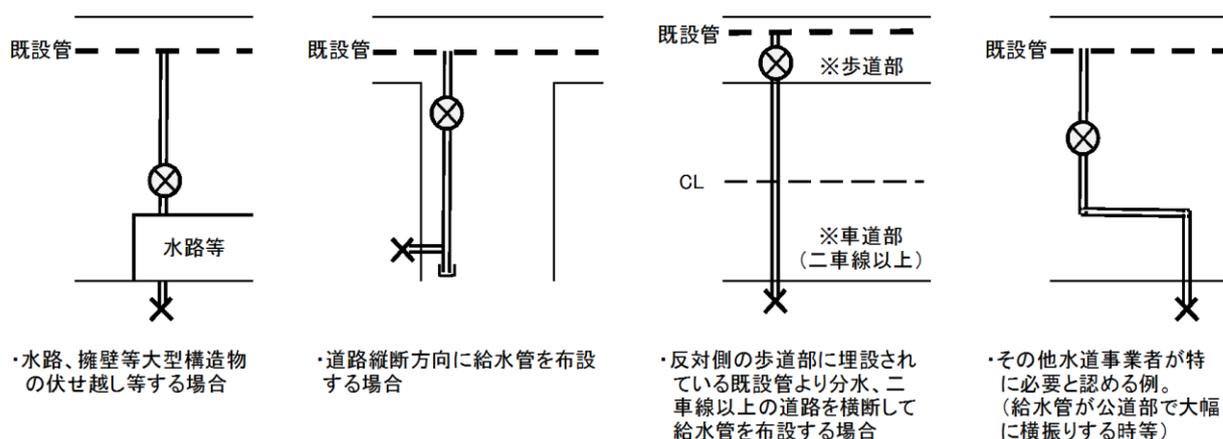
- ・ 取り出し以降の給水管を道路等に縦断的に布設していく場合は、取り出し部付近に止水栓を設置する。設置位置は路肩付近・歩道内等、後の操作が容易な場所とする。
- ・ 道路等へ縦断的に布設する給水管口径は $\phi 50\text{mm}$ を原則とし、給水申請地へ分岐したのち、将来の施工に備え 1.0m 延長したのちキャップ止とする。ただし、将来施工する見込みの無い道路等の場合は水道事業者と協議し管口径・延長の有無を決定する。
- ・ 水路、擁壁など、大型の構造物を伏せ越しする際は、さや管にて給水管を防護し、さや管の両端で管を傷つけないよう処理を施す。また必要に応じ伸縮可とう性継手を用いてもよい。
- ・ 給水管の埋設深さについては道路管理者の指示によるが、一般的な市道(舗装厚 39 cm)の場合は土被り 70cm を基本とする。ただし縦断埋設など、今後その管から更に給水管が取出しされる可能性がある場合は土被りを 80cm とする。国県道については道路管理者の指示による。
- ・ 建築基準法上の同一敷地内の建築物につき 1 引き込みとする。(道路内で、取り出し管からの取り出しはしない。)

#### § 4 第 1 止水栓(公道上に設置する止水栓、いわゆる親止め)の設置基準について

次の場合は第 1 止水栓(公道上に設置する止水栓、いわゆる親止め)を設置するものとする。

- ・ 取出部から乙止水栓までの間で水路、擁壁等大型構造物の伏せ越し・貫孔する場合。
- ・ 道路縦断方向に給水管を布設する場合。(事前協議により水道事業者が不要と判断した場合を除く。)
- ・ 反対側の歩道部に埋設されている既設管より分水し、二車線以上の道路を横断して給水管を布設する場合。
- ・ その他水道事業者が特に必要と認める場合。

※ 既設管理設位置と他の構造物の位置関係上、第 1 止水栓を設置する場所が確保できない場合・・・水道事業者と協議の上、設置の有無を決定する。



### § 5 乙止水栓について

- ・ 止水栓口径は、設置する量水器と同口径以上を可能とする。

### § 6 メーターボックスについて

- ・ 設置位置は、官民境界から配管での平面距離で 3m 以内の検針が容易で、車両等が乗らない場所とする。
- ・ メーターボックス内には量水器上流側に逆流防止機能付ボール止水栓を設置する。
- ・ 需要者の希望等により、境界から奥まった場所にメーターボックスを設置する際は、境界付近に乙止水栓を設置し、乙止水栓以降の配管は自己負担で管理する旨の「確約書」を需要者に提出させる。

### § 7 維持管理区分（修繕区分）について

- ・ 水道事業者が行なうメーターボックスの修繕については、経年劣化による破損（鋳物の蓋やコンクリート製のメーターボックス等）など使用者に責は無いと水道事業者が認めたもののみとする。
- ・ 車両の通行による破損や、造成工事に伴うメーターボックスの沈下（嵩上げ）・移設などは、使用者の負担で修繕する事とする。

## 3. 工事写真の撮影内容について

### § 1 宅地内工事のみの場合（建替え・増築・一部改造）

- ・ 写真提出の必要なし。

（従来は宅内側給水装置耐圧試験写真を提出する事としていたが、今後宅内側の耐圧試験については主任技術者の責任において実施する事とし、水道課への写真提出は不要とする。）

### § 2 サドル付分水栓による給水管取り出し工事を伴う場合

- ・ 公道工事施工前。
- ・ 公道工事施工後(仮復旧完了後)。・・・埋設位置に赤線を記入
- ・ 掘削状況(埋設管深さ)。
- ・ 分水栓設置状況。
- ・ ろくろ継手設置状況。
- ・ 給水管布設状況(サドル横の 50 cm配管が判るもの。黒板で立面図を図示するとわかり易い)。
- ・ 穿孔前耐圧試験状況写真（下記の 2 枚）。
- ・ 試験場所(施工場所)が把握できるよう、背景が写っているもの。黒板に水圧(1.75Mpa)、保持時間(1 分間)、立会い者名(主任技術者)、他(申込者・住所・日付・工事店名)を記入し、文字が読めるように写真に収める。

- ・ テストポンプのゲージが規定圧力を示している事が判るように写っているもの。反射によりゲージが不鮮明にならぬよう注意する。黒板は全て写らなくても良い。
- ・ コア挿入状況(鑄鉄管の場合のみ)
- ・ 防食フィルム施工状況。
- ・ 埋め戻し状況(各層、転圧後深さをスタッフ・黒板等で表示)
- ・ 水道管明示シート布設状況(横断方向のみ)
- ・ その他(鞘管施工状況など)。
- ・ 本復旧写真一式(本復旧終了後)。

※写真の枚数は指定しないが、上記項目が全て確認できるようにする。撮影方向を同一とすると判りやすい。また、堀山の中が日陰で暗くなり、状況が確認できない事の無いように注意する。

### § 3 チーズによる給水管取り出し工事を伴う場合

- ・ 公道工事施工前。
- ・ 公道工事施工後(仮復旧完了後)。・・・埋設位置に赤線を記入
- ・ 掘削状況(埋設管深さ)。
- ・ チーズ接合状況。
- ・ 給水管布設状況(チーズ横の 50 cm配管が判るもの。黒板で立面図を図示するとわかり易い)。
- ・ MCソケット (HI 製) または補修バンド施工状況。
- ・ 防食テープ施工状況
- ・ 埋め戻し状況(各層、転圧後深さをスタッフ・黒板等で表示)
- ・ 水道管明示シート布設状況(横断方向のみ)
- ・ その他(鞘管施工状況など)
- ・ 本復旧写真一式(本復旧終了後)。

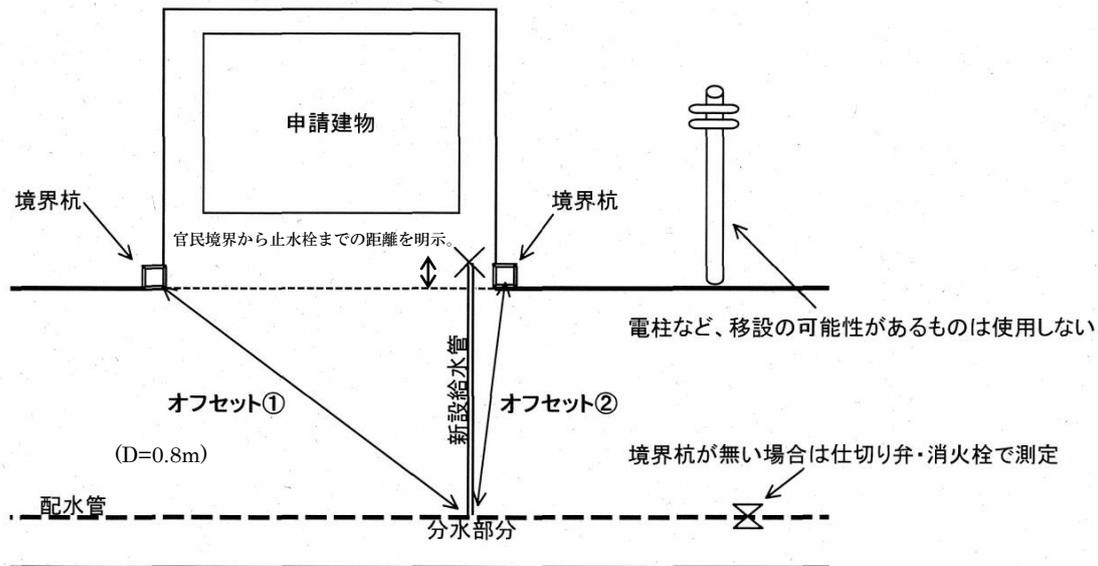
※写真の枚数は指定しないが、上記項目が全て確認できるようにする。撮影方向を同一とすると判りやすい。また、堀山の中が日陰で暗くなり、状況が確認できない事の無いように注意する。

#### 4. 給水装置工事申込書類の記載内容について

##### § 1 オフセット等の記入について

- ・ 給水装置（道路部分）工事新設調書内に、既存管からの分水部のオフセットを記入する。オフセットは境界杭など、容易に移動する事のない構造物2点から測定する。

官民境界から止水栓までの距離を明示。



- ・ 給水装置（道路部分）工事新設調書内に、分水部から乙止水栓までの管寸法を記入する。また、既設管の土被りを記入する。（記入例：D=0.8m）
- ・ 給水装置（道路部分）工事新設調書内に、官民境界から乙止水栓までの距離を明示する。
- ・ 給水装置工事しゅん工図内に、乙止水栓からメーターボックスまでの管寸法を記入する。

#### 5. 給水装置工事しゅん工検査の建物内調査について

##### § 1 建物内の検査について

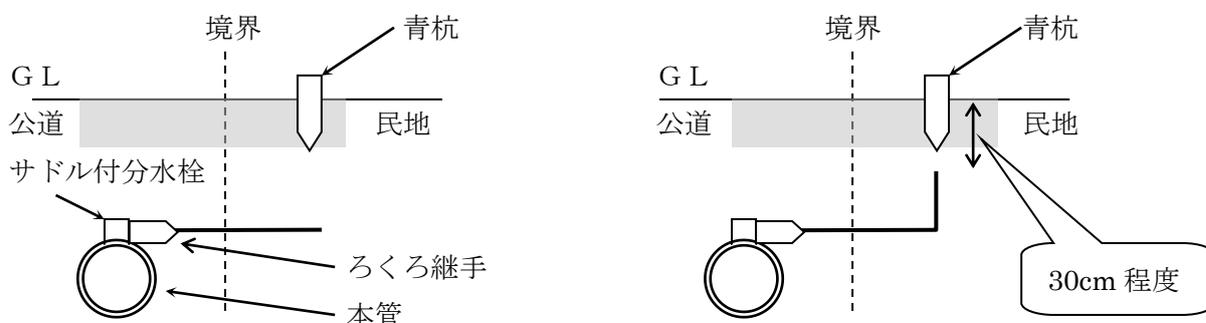
給水装置工事しゅん工後の検査については、必要が無ければ建物内検査は行なわない事としているが、以下の場合には建物内に立ち入っての検査を行なうため、検査に立ち会う主任技術者等は建物内検査の準備・協力をする。

- ・ 集合住宅で、部屋とメーターの入れ違いの有無を通水にて確認する必要がある場合。
- ・ 井戸併用住宅の場合（全ての水栓を通水しメーターの動きを目視、クロス接続の有無を確認）。
- ・ その他、検査員が必要と認めた場合（特殊な用途の建物など）

## 6. 先行工事において給水管をキャップ止する際の施工方法について

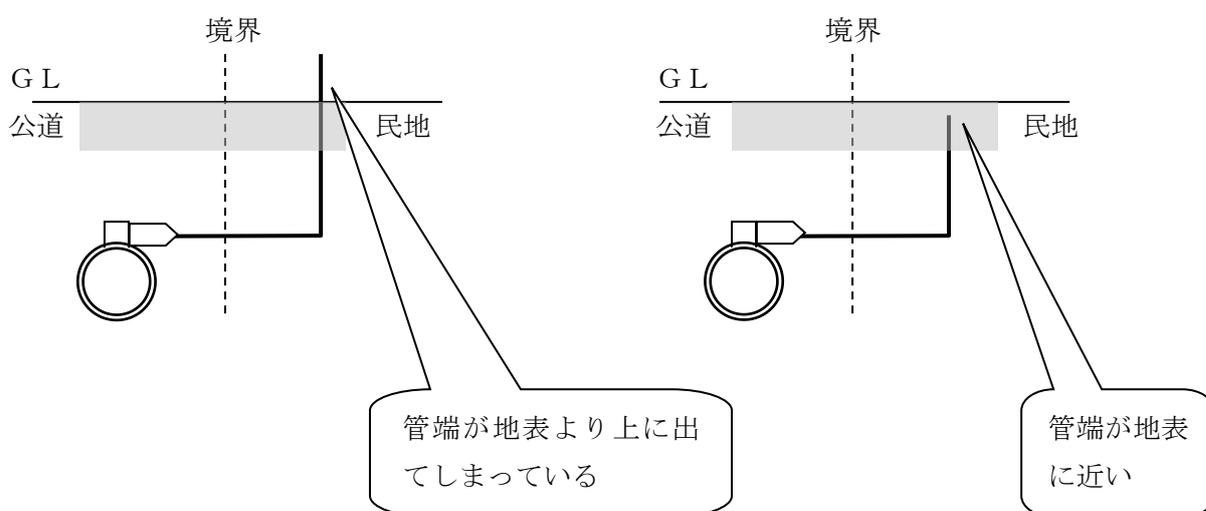
先行工事で宅地内に給水管を引き込む際は、下記の施工方法とする。

### § 1 正しい施工例（断面図）



上記のように宅地内へ給水管を引き込む場合は、位置確認・破損防止の為に必ず青杭にて給水管の所在を示すこと。また工事写真内に立ち上げ状況・青杭設置状況がわかる写真を添付する事。

### § 2 誤った施工例（施工してはいけない例）



### § 3 先行工事における乙止水栓、メーターボックスの設置について

先行工事において、宅地内に給水管を引き込むだけでなく乙止水栓やメーターボックスの設置をする際は、加入金や申請手数料の支払いが必要となるので注意する事。

給水装置工事について  
(分水～メーターボックス設置について)  
平成 20 年 12 月 1 日  
(令和 3 年 6 月 1 1 日一部改正)  
東松山市建設部上下水道経営課